

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 27 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 2 月 26 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和7年2月26日（水）午前10時30分から午前11時00分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案	いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）		
		第2号議案	くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）		
		第3号議案	角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について（指示）		
出	席	委	員	山下三千男	黒田 勝春
				中根 静夫	吉武 正康
				鈴木 敏且	鈴木 輝明
					鈴木 惣和
					山本 昌弘
					小林 俊雄
					榊原 満男
					岩田 靖宏
欠	席	委	員	小林 清和	長谷川桂子
事	務	局	職	員	
				書記長	長井 猛
				主 査	黒田 拓男
				非常勤職員	井上 容子
農	業	水	産	局	
		水	産	振興監	岡本 俊治
				課 長	柴田 晋作
			〃	担当課長	坂口 泰治
		水	産	課長補佐	大橋 昭彦
			〃	課長補佐	堀 勝彦
			〃	課長補佐	荒川 哲也
			〃	課長補佐	長谷川圭輔
			〃	主 査	五藤 啓二

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案から第3号議案の以上5種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 今回が第22期海区委員会会議としては、最後の開催となります。 それでは、ただ今から第27回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
長（山下）	第27回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案3件が上程されております。 なお、本日が今期最後の会議の予定ということであります。 委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（長井）	ありがとうございました。 それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。
水産振興監	第27回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、お寒い中、またお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。 また、日頃から本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

	さきほど、事務局また会長からの御挨拶にもありましたとおり、今漁業調整委員の 22 期が年度末までということで、本日が最後の会議です。 今期におきましては、漁業法の改正に伴う様々な審議案件がございました。また、10 年に 1 度の共同漁業権の一斉切替えもございまして、慎重審議をしていただきましたことを改めてお礼申し上げます。 次期の 23 期の委員につきましては、昨年から公募してまいりまして、15 名の候補者が出揃っております。漁業法の改正により、議会の承認を得ることとされており、現在開催中の県議会に上程しております、4 月 1 日から御就任いただくことになっています。 本日の議題は、会長の御挨拶にもありましたとおり、議案 3 件と伺っております。慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（長井）	ありがとうございました。 本日は定員 15 名のうち 11 名の出席を得ましたので、漁業法第 145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、岩田委員、鈴木敏且委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第 1 号議案の「いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）	第1号議案「いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。 漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。 資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「諮 問 文 朗 読」 今回、5月末に有効期間の満了を迎え、許可の一斉更新を行ういかなご船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。 資料2ページ、別紙を御覧ください。 表の左の欄に今回諮問させていただく漁業種類と、諮問内容である制限措置の内容を真ん中の欄に、申請すべき期間を右の欄に記載しております。 制限措置の内容及びつきましては、（1）漁業種類、（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、（3）船舶総トン数、（4）推進機関の馬力数、（5）操業区域、（6）漁業時期、（7）漁業を営む者の資格を示しております。 このうち、（2）の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきまして、許可に空き枠が生じている漁業については漁業団体の意見を聴いて、許可の一斉更新の際に定数の見直しをすることとしており、昨年12月13日開催の本委員会にて、定数を291隻から現在の許可数である265隻とする許可の取扱方針の一部改正を御承認いただいたところでございます。 その他の制限措置につきましては現行の許可方針と変更はございません。 申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項
---------	--

	で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和7年3月14日金曜日午前8時45分から令和7年4月14日月曜日午後5時30分までの1か月としております。 最後に、参考として3ページに関係規則の抜粋を、4ページ以降には、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を載せております。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 それでは質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案とおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。

水産課（長谷川）	「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに 関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」説明 いたします。 知事管理漁獲可能量の設定にあたっては、漁業法に基づき、海区 漁業調整委員会に意見を聴くこととなっておりますので、諮問させ ていただくものです。 最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御 覧ください。 「諮 問 文 朗 読」 2ページの別紙を御覧ください。 令和7管理年度である令和7年4月1日から令和8年3月31日 までの知事管理漁獲可能量は1のくろまぐろ小型魚では「愛知県く ろまぐろ（小型魚）漁業」に1.0トン、2のくろまぐろ大型魚では 「愛知県くろまぐろ（大型魚）漁業」に2.0トン、3のするめいか では「愛知県するめいか漁業」に「現行水準」をそれぞれ設定して います。 3ページを御覧ください。こちらはくろまぐろについて、国から 愛知県へ示された配分量です。小型魚で1.0トン、大型魚で2.0ト ンが配分されております。 本県へのくろまぐろの配分は、令和6管理年度と同様に混獲管理 用のものですが、小型魚で前年0.1トンから1.0トンに、大型魚で 前年1.0トンから2.0トンに増えております。これは、くろまぐろ 資源の増加に伴い、日本の漁獲枠が増加したことによるものです。 配分は増加したものの、混獲管理用のものですので、先ほどお示し したとおり、本県の漁業にそれぞれの数量を配分しています。 続いて、4ページを御覧ください。こちらはするめいかについて、 国から愛知県へ示された配分量です。本県に現行水準が配分されて
----------	--

	おります。 するめいかの漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから、令和6管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されておりますので、先ほどお示ししたとおり、本県の漁業に「現行水準」を設定しています。 なお、5ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。 内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、水産庁へ承認申請をすることになります。 また、水産庁の承認後は、県公報での告示となりますが、その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）

事務局（黒田）	及びするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に、第3号議案の「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。 第3号議案「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示」を御説明いたします。 資料3ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 本県の角建網漁業やつぼ網漁業等の漁具を定置して行う漁業は、稚魚の生息場でもある沿岸域で営まれています。このような海域で細かな目合いの漁具を用いた場合、稚魚の混獲が危惧されることから当該指示を発動しており、今後も継続してまいりたいと考えております。 次に1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで1年間更新するものです。 それでは指示案を朗読します。 「指 示 文 朗 読」 本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は3月25日を予定しております。 なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいります。 以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。
---------	---

会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示」は原案どおり適当と認めることといたします。 今回最後の委員会ですので、何かありましたらお願いします。
委員（山本）	最近、水産庁による TAC の資源管理がだんだんと拡大されています。愛知県では、マダイ、ヒラメ、トラフグといった全国では養殖魚として生産される魚種が多く漁獲されております。この養殖は各地で加速しておりまして、私ども南知多町の隣の美浜町においてもトラフグの養殖が近年行われております。正月過ぎに2年物のトラフグがたくさん水揚げされたのですが、近年にない低価格でございました。これも一部の意見では養殖魚の影響だとされています。天然の魚は TAC で漁獲量を規制されていくようですが、市場にどんどん出荷されているのは養殖物でして、クルマエビやマダイも天然物

	よりも養殖物の方が多くなっています。養殖が盛んな県ではいいかもしれないが、愛知県は天然物ばかりであり、今後愛知県の天然の魚に TAC がかかっていくことに対し、県はどのように対応していただけののかお聞きしたいです。
水産課（柴田）	まず、養殖については、県として規制をかけられるものではございません。TAC については、これまでもお話ししているように、国が漁業法を改正して TAC 制度を設けるにあたって、漁業者の意見を聴いて進めていきますと法律の付帯事項として明記しております。カタクチイワシの例にありますように、漁業者の方が自ら意見を述べていただくことが大事だと考えます。そのための場として、水産庁はステークホルダー会議などを設定しております。その TAC の設定に関して、漁獲可能量が科学的に正しいかどうかという点は県の水産試験場が水研機構と話合う中で、県としてしっかり意見を申し述べていきたいと考えております。
委員（山本）	その TAC の科学的根拠について、国の学者の先生の中でも疑問視する声も出てきていると聞いています。温暖化の影響で獲れる魚もだいぶ変わってきており、ヒラメ、マダイなどは外海から内湾に多く入ってきていると感じています。価格の面で、天然と養殖が接近してきている。トラフグについてもたくさん獲れたときにこの状態ですから、漁業者が減っていく要因となっています。カタクチイワシも結局規制された例もありますので、漁業者の声を大きく取り上げていただき、TAC 魚種などの見直しも視野に入れて、県には対応していただきたいと希望します。
会長（山下）	漁業者には TAC の規制がかけられている。国や県は養殖業者に対しても規制をかけないといけないのではないかな。
水産振興監	山本委員の御質問、御意見、大変難しい問題だと認識しています。

	会長が言われた養殖を規制することは、課長も申し上げたようにできません。逆に水産庁は養殖業を振興して、水産業の成長産業化への手段にも捉えていますので、水産庁に養殖への規制という考えはありません。水産業の最も難しい点なんですが、生産者側で値段を付けられないという点が大きな問題だと思います。それについては、価格転嫁をどうするかということでいろいろと議論されていますが、今私共にできることは、天然物の良いところをアピールして付加価値を付けて売ることぐらいしか今のところ手がないといった状況でございます。おっしゃるとおり、トラフグなどもかつてはキロ1万円位、漁期後半で5, 6千円であったのに対し、今では2千円程、養殖ものが3, 4千円となっております。天然と養殖が逆転していること自体がおかしいと感じていますが、現在の日本の経済状況においては、そうになってしまうということです。漁業現場としては、いかに付加価値を付けるかということに注力する他ない現状ですが、県として何ができるのか検討させていただきたいと思っております。
委員（山本）	TACの話に戻りますが、一部の魚種で個別割り当てをするような方向が見えていますが、他の魚種に広げていったら、大変なことになりますので、ステークホルダー会議等でどんどん追及していただきたいと思います。 このままでは、天然物と養殖物の喧嘩になってしまいます。県で天然物のPRをどんどんしていただきたいと思います。
水産振興監	TACにつきましては、今までどおり水産試験場で科学的根拠をもって物申していきます。 養殖の件では、私共非常に悩ましいところで、水産業の振興という意味では養殖業も水産振興であり、今陸上養殖が盛んに行われるようになっておりますが、それを水産部局で見るのであれば、皆さんと出荷物が競合するということになり、私共の立ち位置は非常に

会長」(山下)	難しい。ただ、愛知県はまだそのような産業が少ないので、基本的には漁業現場の天然魚に注力するような振興の事業を行っています。漁業者の皆さんのお気持ちは充分理解しており、それを踏まえて対応させていただきますので、また相談させていただくこともあるかもしれません。よろしくお願いします。 ありがとうございました。 他にいいですか。 意見等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これもちまして、第27回委員会を終了します。 委員の皆様方、お疲れ様でした。 議 長 委 員 委 員
----------------	--